

プラスチック容器包装・再資源化支援事業

補助金申請の手引き

令和2年8月

東京都環境局

公益財団法人東京都環境公社

目次

1	事業の概要	1
1.1	事業の内容	1
1.2	補助期間	2
1.3	手続きの流れ	2
2	スタートアップ支援	5
2.1	準備事業	5
2.2	分別収集の実施事業	6
3	レベルアップ支援	7
3.1	分別実績の向上に向けた取組を新たに実施する事業.....	7
3.2	3.1 の事業及び容器包装リサイクル法に基づき都内区市町村が分別収集する全てのプラスチック製容器包装以外のプラスチック製品の分別実績の向上に向けた取組を新たに実施する事業.....	9
4	その他	10
4.1	申請の撤回、補助事業の変更、中止・廃止、遅延等.....	10
4.2	事業の進捗状況等	10
4.3	財産処分の制限	11
 <u>添付資料</u>		
記入例.....		12

1 事業の概要

東京都は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成 7 年法律第 112 号。以下「容器包装リサイクル法」という。）に基づき都内区市町村が実施する全てのプラスチック製容器包装等の分別収集について、都が更なる再資源化を支援することにより、都におけるプラスチックの持続可能な利用を促進する「プラ製容器包装・再資源化支援事業」（以下「本事業」という。）を実施します。

本事業における補助金交付に関する事務は、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が東京都から委託を受け実施しています。

本事業は「プラ製容器包装・再資源化支援事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）及び「プラ製容器包装・再資源化事業補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）に基づいて実施されるため、本事業に申請する場合は、御一読いただき、手続きを行ってください。

なお、本手引きにおける用語の意義は、下表のとおりです。

全てのプラスチック 製容器包装	容器包装リサイクル法第 2 条第 2 項の特定容器であって、プラスチック製の白色トレイ、プラスチック製のトレイ（白色トレイを除く。）及び容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成 7 年省令第 1 号）別表第一 八の項に規定するプラスチック製容器包装（プラスチック製のトレイを除く）の 3 品目をいう。
分別収集	容器包装リサイクル法第 2 条第 5 項の分別収集をいう。

1.1 事業の内容

各事業の詳細は各ページをご確認ください。

(1) スタートアップ支援

全てのプラスチック製容器包装の分別収集を新たに実施する事業で、補助期間終了年度までに 7.3 kg／人・年（都内実施自治体平均値：平成 29 年度実績）の達成を目標とする次の事業に対する支援を行います。

① 準備事業

全てのプラスチック製容器包装の分別収集の新たな実施に向けた調査又は住民への普及啓発等の事業

② 分別収集の実施事業

全てのプラスチック製容器包装の分別収集を新たに実施する事業。ただし、全てのプラスチック製容器包装の分別収集を一部の区域で分別収集を実施しており、当該区域以外で新たに全ての分別収集を実施する場合も補助事業とします。

(2) レベルアップ支援

① 分別実績の向上に向けた取組を新たに実施する事業

全てのプラスチック製容器包装の分別実績の向上に向けた取組を、新たに実施する事業。ただし、分別実績の向上に向けた取組を一部区域で実施している場合、当該区域外で新たに容器包装リサイクル法に基づく分別実績向上に向け

た取組を実施する場合は補助事業とします。

なお、分別実績の向上に向けた取組は、2030年までに14.5kg／人・年（都内トップレベル水準：平成29年度実績）の達成を目指とします。

② ①の事業及び容器包装リサイクル法に基づき都内区市町村が分別収集する全てのプラスチック製容器包装以外のプラスチック製品の分別実績の向上に向けた取組を新たに実施する事業

①の事業及び容器包装リサイクル法に基づき都内区市町村が分別収集する全てのプラスチック製容器包装以外のプラスチック製品の分別実績の向上に向けた取組を、新たに実施する事業。

ただし、全てのプラスチック製容器包装以外のプラスチック製品の分別実績の向上に向けた取組を一部の区域で実施している場合、当該区域以外で新たに全てのプラスチック製容器包装以外のプラスチック製品の分別実績の向上に向けた取組を実施する場合は補助事業とします。

1.2 補助期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日までの期間に実施される事業

※ 天災地変等により申請者の責に帰することができない場合は、申請受付期間を変更する場合があります。その際は、公社ホームページにてお知らせします。

複数の年度にわたる補助事業については、補助事業が実施される年度ごとに補助金の交付申請を行っていただく必要があります。

1.3 手続きの流れ

補助金の申請は、次の手順で行ってください。

① 申請書様式の取得

公社のホームページから、必要な様式をダウンロードし、必要事項をご記入ください。

(公財)東京都環境公社ホームページ

<https://www.tokyokankyo.jp/jigyo/resource-circulation/plastic-package>

※ インターネットをご利用になれない場合は、申請書を郵送いたしますので、お問合せください。その場合は、黒色のボールペンを使用し手書きで丁寧に記入してください。

注) 鉛筆等ボールペン以外で記入したもの、消すことのできるインクのペンで記入したもの、黒色以外のペンで記入したものについては、受付できませんのでご注意ください。

② 申請書類の提出

交付要綱第7条に基づき、補助金の交付を受ける前に次の書類を1部ずつ公社まで提出し、交付決定を受ける必要があります。

- ・ 交付申請書（第1号様式）
- ・ 事業実施計画一覧表（様式1-1）

- ・ 事業実施計画書 (様式 1-2)
 - ・ 事業経費内訳書 (様式 1-3)
- ※ その他経費積算に関する見積書等

申請書類は、申請窓口に持参または郵送してください。窓口に書類を持参する場合は、あらかじめ電話で予約をしてください。

<申請窓口>

〒130-0022
東京都墨田区江東橋 4-26-5
東京トラフィック錦糸町ビル 8 階
公益財団法人東京都環境公社
環境技術部技術課 計画係事業調整担当

TEL 03-6666-9182
(土・日・祝日を除く 9:00 から 17:00 まで)



③ 申請書類の審査・交付決定

交付申請書の申請内容は、公社で書類審査及び必要に応じ現地調査等を行います。その際はご協力くださいますようお願い申し上げます。

審査後、交付決定に基づき公社から交付決定通知書を送付いたします。

④ 実績報告書の提出・補助金の額の確定

交付要綱第 15 条に基づき、補助金の交付決定を受けた日の属する年度の翌年度の 4 月末日までに、次の書類を提出してください。

- ・ 実績報告書 (第 11 号様式)
- ・ 事業実績報告一覧表 (様式 11-1)
- ・ 事業実績報告書 (様式 11-2)
- ・ 事業実績経費内訳書 (様式 11-3)

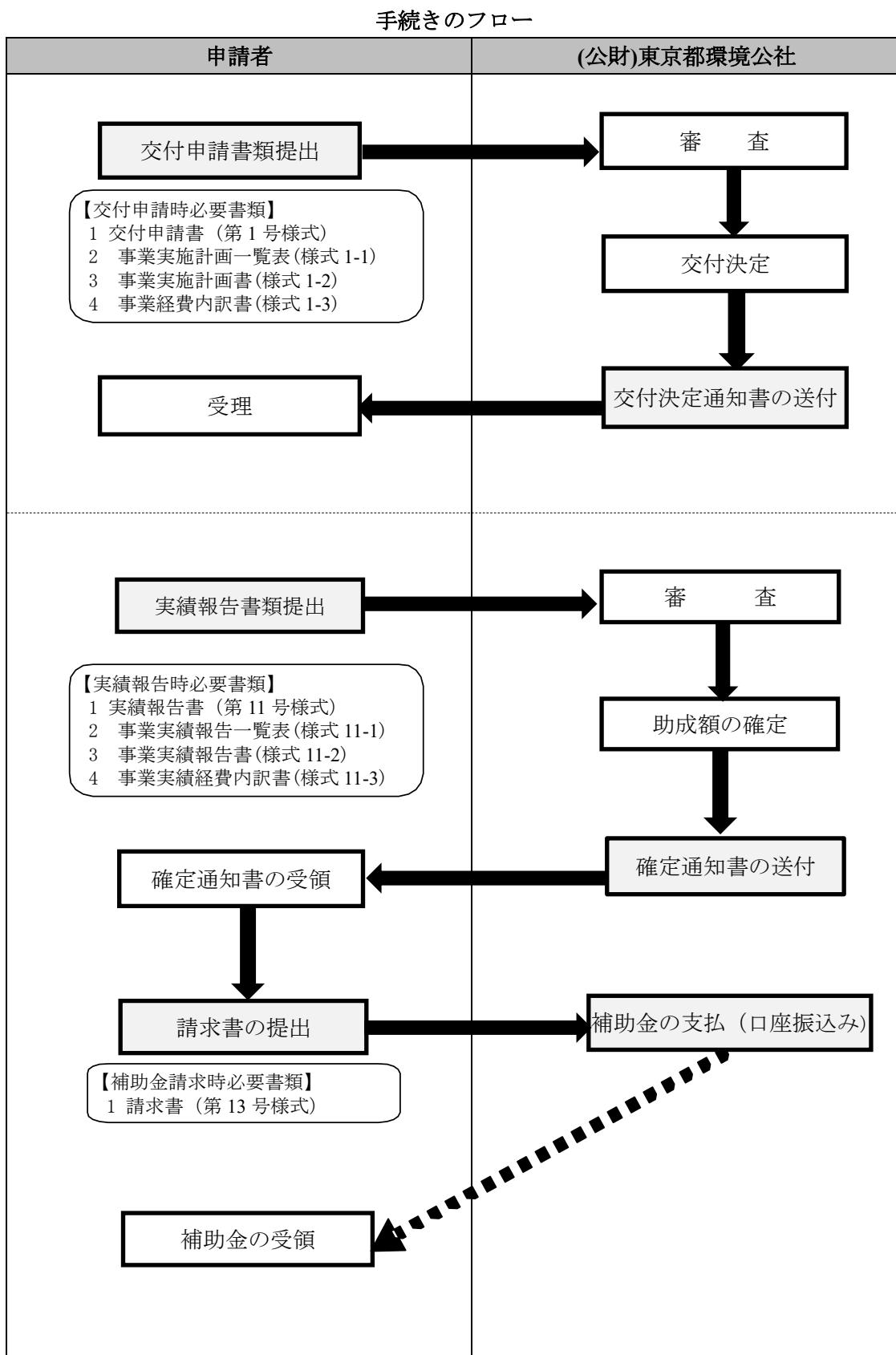
※ その他支払い経費に対する領収書等

実績報告書の申請内容は、書類審査及び必要に応じ現地調査等を行い、公社で補助金の額の確定を行います。

⑤ 補助金の支払い

公社が額の確定を行った後、それに基づき請求書 (第 13 号様式) 等を公社まで提出していただきます。請求に基づき、公社から区市町村へ原則としてネットバンキングを利用した口座振込により補助金を交付します。

- ・ 請求書 (第 13 号様式)



2 スタートアップ支援

スタートアップ支援では、「準備事業」または「分別収集の実施事業」のいずれかの事業を新たに実施し、全てのプラスチック製容器包装の分別収集を補助期間終了までに 7.3 kg /人・年（都内実施自治体平均値：平成 29 年度実績）達成することを目標とします。

補助金は、補助事業のうち、補助金交付決定を受けた年度の 4 月 1 日から 4 年間までの事業に交付します。本事業の対象期間は、令和 6 年度までです。

2.1 準備事業

全てのプラスチック製容器包装の分別収集の新たな実施に向けた調査又は住民への啓発等の事業とします。

① 補助交付額

補助対象経費	1,000 万円又は事業実費額のいずれか低い額
補助割合	1/2
補助上限額	500 万円

※ 補助申請額は 1,000 円未満切捨としてください。

② 補助金の交付対象とする補助事業の期間

期間は、1 年間です。ただし、1 年間の実施後、追加の準備事業が必要な場合、翌 1 年間に限り引き続き準備事業を実施でき、交付対象とします。複数の年度にわたる補助事業については、補助事業が実施される年度ごとに補助金の交付申請を行っていたら必要があります。

③ 補助対象経費

全てのプラスチック製容器包装等の分別実績の向上に向けた取組に要する経費で、次に掲げるもの（消費税及び地方消費税相当分を含む。）を対象とします。

- 報酬
- 賃金
- 報償費
- 旅費
- 需用費
- 役務費
- 委託料
- 使用料及び賃借料並びに負担金補助及び交付金

2.2 分別収集の実施事業

全てのプラスチック製容器包装の分別収集を新たに実施する事業とします。ただし、全てのプラスチック製容器包装の分別収集を一部の区域で実施している場合において、当該区域以外で新たに全ての分別収集を実施する場合も補助事業とします。

① 補助交付額

補助対象経費	800 円（補助単価）×自治体の総人口の総額*（一部の区域で実施する場合、その区域内の総人口）又は事業実費額のいずれか低い額 (※申請年度の住民基本台帳における 4 月 1 日の人口で算出してください。)
補助割合	実施 1 年度目 1/2 実施 2 年度目 1/3 実施 3 年度目 1/4

* 補助申請額は 1,000 円未満切捨としてください。

② 補助金の交付対象とする補助事業の期間

分別収集の実施事業の期間は、3 年間です。

ただし、準備事業を 2 年間実施した場合は、分別収集の実施期間は 2 年間までとなります。準備事業の補助を受けずに分別収集の実施事業の補助を受けることは可能です。

複数の年度にわたる補助事業については、補助事業が実施される年度ごとに補助金の交付申請を行っていただく必要があります。

③ 補助対象経費

プラスチック製容器包装に係る収集運搬経費及び中間処理経費

3 レベルアップ支援

レベルアップ支援は、全てのプラスチック製容器包装の分別収集を既に実施している区市町村が実施する「全てのプラスチック容器包装の分別実績の向上に向けた取組を新たに実施する事業」または「分別実績の向上に向けた取組を新たに実施する事業及び容器包装リサイクル法に基づき都内区市町村が分別収集する全てのプラスチック製容器包装以外のプラスチック製品の分別実績の向上に向けた取組を新たに実施する事業」のいずれかに該当する事業とします。

＜補助事業の取組想定例＞

本支援は、次のような取組を想定しています。

分類	想定事例（地域の実情に応じて組み合わせて実施）
家庭排出時	<ul style="list-style-type: none"> 大型キャンペーンを展開し、各種広報（広報誌、CA テレビ等）を活用した PR 学校と連携し、土曜授業などで容器包装リサイクルを子供や保護者が学ぶ機会を提供 小売店と連携し、プラ容器包装の店頭回収の拡大に向けた協議会の設置・運営、スマホアプリで回収拠点を紹介 スマホアプリを活用した、プラ製容器包装の分かりやすい分別方法の紹介
収集時	<ul style="list-style-type: none"> 家庭から排出されるプラ製容器包装を定期的に開封調査し、不適切事例集を作成するなどして、住民に効果的な分別方法を広く周知 収集時に作業員が不適切なごみを、未然に排除
中間処理時	<ul style="list-style-type: none"> 中間処理施設の選別工程を増強（選別員、ラインの拡充）し、異物混入率を低減 選別工程の増強に資する機器類の購入 障がい者雇用に繋がる選別員の増員も可 安全性を確保したより高度な選別工程の構築
その他	<ul style="list-style-type: none"> プラスチック製容器包装に加え、製品プラスチックの分別収集の開始

3.1 分別実績の向上に向けた取組を新たに実施する事業

全てのプラスチック製容器包装の分別実績の向上に向けた取組を、新たに実施する事業。ただし、分別実績の向上に向けた取組を一部の区域で実施している場合、当該区域以外で新たに容器包装リサイクル法に基づく分別実績の向上に向けた取組を実施する場合は補助事業とします。

なお、分別実績の向上に向けた取組は、2030 年までに 14.5 kg ／人・年（都内トップレベル水準：平成 29 年度実績）の達成を目標とします。

① 補助交付額

補助対象経費	2,000 万円又は事業実費額のいずれか低い額
補助割合	1/2
補助上限額	1,000 万円

※ 補助申請額は1,000円未満切捨としてください。

② 補助金の交付対象とする補助事業の期間

補助金は、補助事業のうち、補助金交付決定を受けた年度の4月1日から2年間までの事業に交付します。ただし、令和6年度に開始した事業は、令和6年度のみの補助対象とします。複数の年度にわたる補助事業については、補助事業が実施される年度ごとに補助金の交付申請を行っていただく必要があります。

③ 補助対象経費

全てのプラスチック製容器包装等の分別実績の向上に向けた取組に要する経費で、次に掲げるもの（消費税及び地方消費税相当分を含む。）を対象とします。

- 報酬
- 賃金
- 報償費
- 旅費
- 需用費
- 役務費
- 委託料
- 使用料及び賃借料並びに負担金補助及び交付金

3.2 3.1 の事業及び容器包装リサイクル法に基づき都内区市町村が分別収集する全てのプラスチック製容器包装以外のプラスチック製品の分別実績の向上に向けた取組を新たに実施する事業

3.1 の事業及び容器包装リサイクル法に基づき都内区市町村が分別収集する全てのプラスチック製容器包装以外のプラスチック製品の分別実績の向上に向けた取組を、新たに実施する事業。ただし、全てのプラスチック製容器包装以外のプラスチック製品の分別実績の向上に向けた取組を一部の区域で実施している場合、当該区域以外で新たに全てのプラスチック製容器包装以外のプラスチック製品の分別実績の向上に向けた取組を実施する場合は補助事業とします。

① 補助交付額

補助対象経費	2,000 万円又は事業実費額のいずれか低い額
補助割合	1/2
補助上限額	1,000 万円

※ 補助申請額は 1,000 円未満切捨としてください。

② 補助金の交付対象とする補助事業の期間

補助金は、補助事業のうち、補助金交付決定を受けた年度の 4 月 1 日から 2 年間までの事業に交付します。ただし、令和 6 年度に開始した事業は、令和 6 年度のみの補助対象とします。複数の年度にわたる補助事業については、補助事業が実施される年度ごとに補助金の交付申請を行っていただく必要があります。

③ 補助対象経費

3.1 の事業及び容器包装リサイクル法に基づき都内区市町村が分別収集する全てのプラスチック製容器包装以外のプラスチック製品の分別実績の向上に向けた取組を新たに実施する事業を対象とします。

- 報酬
- 賃金
- 報償費
- 旅費
- 需用費
- 役務費
- 委託料
- 使用料及び賃借料並びに負担金補助及び交付金

4 その他

4.1 申請の撤回、補助事業の変更、中止・廃止、遅延等

① 申請の撤回

補助金の交付の決定の内容又は補助条件に異議があり、当該補助金の交付の申請の撤回をしようとするときは、交付要綱第9条に基づき、交付の決定の通知を受けた日から起算して14日以内に、補助金交付申請撤回届出書（第3号様式）を提出してください。

補助金交付申請撤回届出書（第3号様式）が必要な場合は、公社にお問い合わせください。

② 補助事業の変更の承認

補助金の交付の決定後、補助事業の内容又は経費の配分を変更しようとする場合、まずは公社までご連絡ください。状況に応じて、変更の理由を記載した補助事業内容（経費の配分）変更承認申請書（第4号様式）に、補助事業の変更後の事業実施計画書等の様式4-1から4-3までの書類及び変更の内容を説明するために必要な書類を添付して、提出していただきます。

③ 補助事業の中止・廃止の承認

補助金の交付決定後、補助事業を中止又し、又は廃止しようとする場合は、交付要綱第12条に基づき、その理由及び中止又は廃止の時期を記載した補助事業中止（廃止）承認申請書（第7号様式）を申請してください。

補助事業中止（廃止）承認申請書（第7号様式）が必要な場合は、公社にお問い合わせください。

④ 補助事業の遅延等の報告

補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、又は補助事業の遂行が困難になったときは、交付要綱第13条に基づき、補助事業遅延等報告書（第9号様式）を提出してください。

補助事業遅延等報告書（第9号様式）が必要な場合は、公社にお問い合わせください。

⑤ 決定の取消し

補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合は、交付要綱第18条から第23条の規定に基づき、手続きを行いますので、公社にご連絡ください。

4.2 事業の進捗状況等

① 遂行状況報告

補助事業の円滑かつ適正な執行のため、公社から指示があったときは、交付要綱第14条に基づき、補助事業遂行状況報告書（第10号様式）を提出してください。補助事業遂行状況報告書（第10号様式）の提出が必要な場合は、公社から連絡いたします。

② 立入検査等

本事業の適切な遂行を確保するため必要があると認めるときは、交付要綱第 29 条に基づき立入等の調査を行いますのでご協力ください。

4.3 財産処分の制限

補助事業により取得し、又は効用を増加した財産については、交付要綱第 24 条に基づき管理してください。財産処分の承認を受けようとするときは、財産処分承認申請書（第 14 号様式）を提出してください。

記入例

(記入例：スタートアップ（準備経費1年目）)

第1号様式（第7条関係）

番年月
号日

公益財団法人東京都環境公社理事長 殿

●●区長 ●●●

印

令和2年度プラ製容器包装・再資源化支援事業補助金交付申請書

標記の補助金について、プラ製容器包装・再資源化支援事業補助金交付要綱（令和2年6月17日付2都環公第213号）第7条の規定に基づき、下記のとおり、交付を申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 5,000,000 円

2 補助事業の内容

- (1) 補助事業の期間 令和2年10月1日から 令和6年3月31日まで
- (2) 事業実施計画一覧表（様式1-1）
- (3) 事業実施計画書（様式1-2）
- (4) 事業経費内訳書（様式1-3）

3 その他参考資料

- 1. 委託契約書
- 2. 補助金額算定根拠

【担当】

部署 ●●課●●係

（氏名）

●● ●●

電話

●●-●●●●●-●●●●●

電子メール

●●@●●●●.jp

（備考）用紙は、日本産業規格A列4番とする。

樣式 1 - 1

事業実施計画一覧表（記入例：スタートアップ）

区市町村名 ●●区

(金額は全て円)

(注) 1 「No.」は様式1-2事業実施計画書の「No.」と合わせること。

2 「補助申請額」の合計額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(備考) 用紙は、日本産業規格A列4番とする。

事業実施計画書（記入例：スタートアップ）

No.		区市町村名	●●区		
1 補助事業の種類					
1(1)	スタートアップ支援（準備経費：1年目）				
2 事業名					
プラ製容器包装・再資源化支援事業					
3 令和2年度事業概要（令和2年度～令和5年度の4か年事業） (補助事業が複数年度にわたる場合は、年度ごとに分けて記載すること。前年度事業がある場合は、その内容を記載すること（新規事業は記載不要）。詳細について公社が求める場合は、別に説明資料を添付すること。)					
<ul style="list-style-type: none"> ・分別収集実施準備に係る委託調査 分別収集実施に向け、プラ製容器包装排出見込み量の推計、分別収集経費の積算、効率的な分別収集ルートや収集運搬・中間処理委託先の検討など、分別収集実施準備に係る委託調査を実施する。 ・分別収集実施に係る住民説明会の実施、普及啓発チラシの作成 プラ製容器包装の分別収集実施に向け、自治会（10）単位で各2回づつ、実施する意義や分別方法等について説明会を実施する。また、その際配布する普及啓発用のチラシを区内全世帯（100,000）分作成する。 					
《前年度事業》					
4 事業スケジュール					
事業年度： 令和2年度 ～ 令和5年度					
令和2年度		令和3年度～令和5年度			
準備事業（調査、普及啓発）		分別収集の実施事業			
5 分別収集の目標数値					
令和5年度までに、プラスチック製容器包装の分別収集 7.3 kg／人・年の達成を目指とする。					
6 令和2年度補助対象経費（内訳は、様式1－3による）					
10,000,000円		うち補助金申請額	5,000,000円		
補助対象経費、補助金申請額見込（事業期間全体） (単位：円)					
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	計
補助対象経費	10,000,000	80,000,000	80,000,000	80,000,000	250,000,000
補助金申請額	5,000,000	40,000,000	26,666,000	20,000,000	91,666,000

(備考) 用紙は、日本産業規格A4列4番とする。

事業経費内訳書（記入例：スタートアップ）

No.		区市町村名	●●区		
1 補助事業の種類					
1(1)	スタートアップ支援（準備経費：1年目）				
2 事業名					
プラ製容器包装・再資源化支援事業					
3 事業経費					
補助対象経費比較	(A) 事業費実費額（別紙参照） 1,200万円				
	(B) 交付要綱別表に定める補助対象経費における事業実費額と比較する額 1,000万円				
	(C) 補助対象経費 1,000万円 ((A) 又は (B) のいずれか低い額)				
事業経費内訳 (C)	予算科目（注2）	事 項	積算単価（円）	数量	経費（円）
	委託料	準備調査委託	10,000,000	1式	10,000,000
		合	計		
補助対象外経費	使用料及び賃借料	説明会会場使用料	50,000	20	1,000,000
	需用費	普及啓発チラシ作成	10	100000	1,000,000
		合	計		
事業 経 費 総 計					12,000,000
補助金交付申請額（D）（注4）					5,000,000

注1 様式1－2に対応するよう、事業ごとに作成すること。

注2 報酬、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、工事請負費、負担金補助及び交付金の別に記入すること。

注3 積算の詳細が確認できる資料を添付すること。特に、自ら施設・設備の設置等を行う場合は、設置・改修場所等の図面、平面図、工事費費目別内訳書等を、備品等の購入を行う場合は、品目、数量、金額等を確認できる資料を添付すること。

注4 補助対象経費（C）に申請する補助事業の補助割合を乗じた額を記入すること。

（備考）用紙は、日本産業規格A列4番とする。

事業経費内訳書（記入例：スタートアップ）

No.		区市町村名	●●区		
1 補助事業の種類					
2(1)	スタートアップ支援（収集運搬・中間処理経費：1年目1／2）				
2 事業名					
プラ製容器包装・再資源化支援事業					
3 事業経費					
補助対象経費比較	(A) 事業費実費額（別紙参照） 22,500万円（収集運搬・中間処理委託費）				
	(B) 交付要綱別表に定める補助対象経費における事業実費額と比較する額 8,000万円（800円×100,000人）				
	(C) 補助対象経費 8,000万円（(A)又は(B)のいずれか低い額）				
事業経費内訳 (C)	予算科目（注2）	事 項	積算単価（円）	数量	経費（円）
	収集運搬・中間処理委託費		800	1式	80,000,000
		合	計		80,000,000
補助対象外経費	収集運搬・中間処理委託費		145,000,000	1式	145,000,000
		合	計		145,000,000
	事 業 経 費 総 計			225,000,000	
	補助金交付申請額（D）（注4）			40,000,000	

注1 様式1-2に対応するよう、事業ごとに作成すること。

注2 報酬、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、工事請負費、負担金補助及び交付金の別に記入すること。

注3 積算の詳細が確認できる資料を添付すること。特に、自ら施設・設備の設置等を行う場合は、設置・改修場所等の図面、平面図、工事費費目別内訳書等を、備品等の購入を行う場合は、品目、数量、金額等を確認できる資料を添付すること。

注4 補助対象経費（C）に申請する補助事業の補助割合を乗した額を記入すること。

（備考）用紙は、日本産業規格A列4番とする。

事業実施計画書（記入例：レベルアップ）

No.		区市町村名	●●市		
1 補助事業の種類					
3(1)	レベルアップ支援（1年目）				
2 事業名					
プラ製容器包装・再資源化支援事業					
3 令和2年度事業概要（令和2年度～令和3年度の2か年事業） (補助事業が複数年度にわたる場合は、年度ごとに分けて記載すること。前年度事業がある場合は、その内容を記載すること（新規事業は記載不要）。詳細について公社が求める場合は、別に説明資料を添付すること。)					
<ul style="list-style-type: none"> ・プラスチック用高度選別機の購入（令和2年度） 現行の選別機では、金属等のプラスチック以外の廃棄物が混入しても選別できず、最終的には人手による選別を行わざるをえず、それでも毎月、容リ協搬入時に約1割弱の不適合物が発生している。磁選機と風圧による選別が行える選別機を導入し、プラ製容器包装の分別向上に資する。 ・容リプラ分別講習会の開催・普及啓発用チラシの作成（令和3年度） 当市は、プラスチック製容器包装の年間一人当たりの分別収集量が8.0kgと、多摩地域の他の自治体に比べ低い状況である。住民に容リ法の趣旨と適切な分別方法を分かりやすく説明するとともに、外国人にも分かりやすいチラシを作成、全戸に配布しプラ製容器包装の分別向上に資する。 					
4 事業スケジュール					
事業年度： 令和2年度 ～ 令和3年度					
令和2年度		令和3年度			
高度選別機の購入		分別講習会の開催、チラシの作成			
5 分別収集の目標数値					
2030年度までに、プラスチック製容器包装の分別収集14.5kg／人・年の達成を視野に、国のプラスチック資源循環戦略及び東京都プラスチック削減プログラムの数値目標達成を目指していく。					
20,000,000円 うち補助金申請額 10,000,000円					
補助対象経費、補助金申請額見込（事業期間全体） (単位：円)					
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	計
補助対象経費	20,000,000	10,000,000			30,000,000
補助金申請額	10,000,000	5,000,000			15,000,000

(備考) 用紙は、日本産業規格A列4番とする。

事業経費内訳書（記入例：レベルアップ）

No.		区市町村名	●●市			
1 補助事業の種類						
3(1)	レベルアップ支援（1年目）					
2 事業名						
プラ製容器包装・再資源化支援事業						
3 事業経費						
補助対象経費比較	(A) 事業費実費額 2,500万円					
	(B) 交付要綱別表に定める補助対象経費における事業実費額と比較する額 2,000万円					
	(C) 補助対象経費 2,000万円 ((A) 又は (B) のいずれか低い額)					
事業経費内訳	補助対象経費	予算科目（注2）	事 項	積算単価（円）	数量	経費（円）
		備品購入費	高度選別機の購入	20,000,000	1式	20,000,000
		合	計		20,000,000	
補助対象外経費	備品購入費	高度選別機の購入	5,000,000	1式	5,000,000	
		合	計		5,000,000	
	事 業 経 費 総 計			25,000,000		
	補助金交付申請額（D）（注4）				10,000,000	

注1 様式1－2に対応するよう、事業ごとに作成すること。

注2 報酬、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、工事請負費、負担金補助及び交付金の別に記入すること。

注3 積算の詳細が確認できる資料を添付すること。特に、自ら施設・設備の設置等を行う場合は、設置・改修場所等の図面、平面図、工事費費目別内訳書等を、備品等の購入を行う場合は、品目、数量、金額等を確認できる資料を添付すること。

注4 補助対象経費（C）に申請する補助事業の補助割合を乗した額を記入すること。

（備考）用紙は、日本産業規格A列4番とする。